



葛飾区から転出される方へ



新しい住所に**住み始めた日から14日以内**に転入の手続きをしてください。
(正当な理由なく手続きを行わない場合、過料に処されることがあります)

転入手続きに必要なもの

- ① **転出証明書** ※マイナンバーカードを利用する転入届を行う方は不要
- ② 届出人の **本人確認書類** (運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等)
- ③ **マイナンバーカード** (転入される方全員分)
- ④ 外国籍の方は、**在留カード** または **特別永住者証明書** (転入される方全員分)

※代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。

○マイナンバーカードをお持ちの方

- ・ **転出(予定)日から30日以内** **かつ 転入日から14日以内** に転入届を行ってください。
- ・ 届出後90日以内に継続利用の手続きをしないとカードが失効いたします。
継続利用の手続きの際、世帯全員分の暗証番号の入力が必要です。事前にご確認ください。
※代理人による継続利用の手続きについては、転入先の自治体にご確認ください。
- ・ 署名用電子証明書は住所変更に伴い失効するため、必要に応じて転入先で手続きをしてください。
本人以外が手続きを行う場合は自治体により対応が異なります。転入先の自治体にご確認ください。

○印鑑登録をされている方

- ・ 転出(予定)日をもって葛飾区での印鑑登録は廃止となります。
必要な方は新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。

○転出証明書に記載されている事項が変更になったとき

- ・ 転出証明書はそのままお使いいただけます。変更事項を申し出のうえ、転入手続きをしてください。

○転出証明書を紛失したとき

- ・ 区役所または区民事務所で、転出証明書の再交付の手続きをしてください。
来所して手続きができない場合、郵送での手続きも可能です。

○予定していた転出を取り消すとき

- ・ 転出証明書と本人確認書類を持参して、速やかに転出取消の手続きをしてください。
転出予定日以降に手続きする際は、事前にお問い合わせください。

○国外転出の手続きをされた方

- ・ 転出証明書は発行されません。
- ・ マイナンバーカードをお持ちの方は、継続利用や返納のお手続き、もしくは再入国時にご持参ください。
- ・ 再入国後に住所登録される方は、転入届が必要となります。パスポートの入国日のスタンプを確認します。入国時に顔認証や自動化ゲートを使用する場合は、①入国日のスタンプを押してもらうか②搭乗チケット半券③入国日を確認できる物(荷物タグ・出国日のスタンプ等)を持参してください。
- ・ ご本人に代わり、納税通知書を受け取り納税していただく**納税管理人の選任**が必要です。

○転出予定日の前日までに住民票の写し・印鑑登録証明書が必要になったとき

- ・ 住民票の写しを希望される場合は本人確認書類を、印鑑登録証明書を希望される場合は印鑑登録証を窓口までお持ちください。
- ・ マイナンバーカードをお持ちの方は、転出予定日の前日までマルチコピー機にて住民票の写しと印鑑登録証明書を発行することができます。

【お問い合わせ】葛飾区役所 戸籍住民課 住民記録係
TEL 03-3695-1111 (内線:2256)

下記に該当される方は、別途お手続きが必要な場合がございます。
また、記載のない事項のお手続きについては、直接所管にお問い合わせください。

葛飾区役所 TEL:03-3695-1111(代表)

	担当窓口	葛飾区での手続き	新住所地での手続き
国民健康保険 に加入している方	国保年金課	国民健康保険証・資格確認書をお返しください。	新たに参加手続きをしてください。
後期高齢者医療保険 に加入している方 (75歳以上の方)		後期高齢者医療被保険者証・資格確認書をお返しください。 東京都外に転出する場合は、「負担区分等証明書」をお受け取りください。	「負担区分証明書(東京都外へ転出する方のみ)」を持参して手続きをしてください。 ご不明な点は、新住所地にご確認ください。
国民年金に加入または 受給されている方		国内の異動は、手続きの必要はありません。 国外転出の場合、届出が必要になることがあります。詳しくは、国民年金係にご確認ください。	原則、手続き不要です。 ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されていない場合など届出が必要になることがあります。詳細は、所管にご確認ください。
住民税、軽自動車税、 国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料 に未納がある方	収納対策課	未納分の税・保険料をお支払いください。 お支払いが難しい場合はご相談ください。 (3階322番窓口)	
介護保険証 をお持ちの方 (65歳以上の方)	介護保険課	介護保険証をお返しください。 介護サービスを受けている方は、「受給資格証明書」をお受け取りください。	新たに参加手続きをしてください。 介護サービスを受けている方は、「受給資格証明書」を持参し転入日から14日以内に手続きをしてください。詳細は、新住所地にご確認ください。
児童手当 を受給している方	子育て応援課	児童手当の消滅届をしてください。 ※手当は転出予定日の属する月分まで支給します。 ※振込口座は解約しないでください。	転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください。
児童扶養手当・ 児童育成手当 を受給している方		児童扶養手当・児童育成手当の消滅届をしてください。	新住所地にご確認ください。
特別児童扶養手当 を受給している方		手続きの必要はありません。	新住所地にご確認ください。
乳 子 育 医療証 をお持ちの方		乳 子 育 医療証の返却と消滅届をしてください。	新住所地にご確認ください。
親 医療証 をお持ちの方		親 医療証の返却と消滅届をしてください。	新住所地にご確認ください。
公立小学校・中学校 に在学している児童がいる方	学務課	学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をお受け取りください。	「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参して転校の手続きをしてください。
障 受給者証 をお持ちの方	障害福祉課	東京都内へ転出する方は、「交付状況連絡票」の申請をしてください。	「手帳」「交付状況連絡票」「医療保険の資格が確認できるもの」を持参して手続きをしてください。 東京都外へ転出する方は、新住所地にご確認ください。
排気量125cc以下のバイク・ 小型特殊自動車 をお持ちの方	税務課	ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ 手続きをしてください。	あらためて登録手続きが必要です。